

被扶養者の国内居住要件に関する規定が追加されました

健康保険法および地方公務員等共済組合法の一部が改正されたことにより、被扶養者の認定要件に「国内居住要件」に関する規定が追加されました（令和2年4月1日施行）。この規定によって、被扶養者については、認定時および住所変更時に国内居住の有無を「住民票で確認」することとなりました。



取消しの対象となる被扶養者がいる方は、所属所の事務担当者を通じて、資格担当へご相談ください。

国内に住民票のない方

◆認定できる方

国内に住民票のない方であっても、国内居住要件の例外に該当する場合には、被扶養者として認定できます。

（国内居住要件の例外）

認定可	確認に必要な書類
① 外国において留学する学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基盤があると認められる者	※個別に判断

◆取消しの対象となる方

現に海外に在住する被扶養者については、国内居住要件の例外に該当しないことが判明した場合、施行日（令和2年4月1日）以降、取消しの対象となります。

国内に住民票のある方

◆認定できない方／取消しの対象となる方

日本国籍でない方については、国内に住民票があっても、以下のビザで来日している場合は被扶養者として認定できません。現に認定されている被扶養者は、取消しの対象となります。

認定不可
① 医療滞在ビザ
② 観光・保養を目的とするロングステイビザ

問合せ先

給付貸付課資格担当

☎03-5320-6826